

品野台地域力向上委員会 会則

(名称)

第1条 この会は、品野台地域力向上委員会（以下「委員会」という）と称する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は（瀬戸市上品野町 1211 番地）品野台地域交流センター内に置く。

(目的)

第3条 委員会は、品野台地域の住民が安全に安心して暮らしを営むことができるよう、地域住民相互が協力しあい、良好な地域づくりを進めることを目的とする。

2 地域内の各種団体、有志一般住民が自発的に地域力向上に資する活動に参加し、地域の諸問題の解決に取り組むことを目的とする。

3 地域力向上に資する活動において、各種団体が有する得意分野での専門知識や、ノウハウを相互連携により共有し、協働して地域力向上を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域力向上を推進するための事業。
- (2) 地域力向上への住民の関わりを促進、啓蒙するための事業。
- (3) 地域力向上に向けた講習会・研修会等の開催。
- (4) 品野台地域交流センターの指定管理に関する業務。
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第5条 委員会は、品野台地域の連合自治会及び各種団体から選出された者と委員会の目的に賛同する一般住民によって組織する。

(委員)

第6条 委員会の構成員（以下「委員」という）は次の要件を満たすものとする。

- (1) 委員は、品野台地域に在住する住民であり、地域が抱える問題に常に関心を持ち、その解決に熱意をもって取り組む者であること。
- (2) 委員は、アクションプランに掲げられた検討すべき課題ごとに結成されたいずれかのグループ活動に自主的に参加するものとする。

(役員)

第7条 委員会は次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
事務局長	1名
交流センター長	1名
運営マネージャー	1名
グループ長	4名
庶務	若干名
会計	2名
会計監査	2名

- 2 委員長、会計監査は総会において委員の互選により決定する。
- 3 副委員長、事務局長、庶務、会計、グループ長、交流センター長及び運営マネージャーは、委員のうちから委員長が指名し、総会において承認を得るものとする。
- 4 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。ただし、総会が終了するまでは前任者が職務を継続するものとする。

(役員職務)

第8条 役員はそれぞれ次の職務を履行する。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、常に委員長の会務に参画し、委員長に事故あるときは、その職務を代行し円滑な会務の運営に当たられるよう勤める。
- (3) 交流センター長は、瀬戸市と委員会が締結する指定管理者契約に定める職務を履行する。
- (4) 事務局長は、会議の運営事務及び情報の収集と発信、委員会の広報を主宰する。
- (5) 庶務は、委員会の会議における記録及び委員会に関する庶務を務める。
- (6) 会計は委員会の経理全般を処理する。
- (7) 会計監査は、委員会の経理を監査する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、総会、役員会、とする。

- 2 会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 会議は、出席者の過半数をもって議事を決する。

(総会)

第10条 総会は、毎年度早々に開催し、次の事項を審議し、承認する。

- (1) 委員会の会則の制定及び改廃に関する事項。
 - (2) 役員の承認に関する事項。
 - (3) 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算に関する事項。
 - (4) 地域交流センターの運営管理に関する事項。
 - (5) その他、委員長が必要と認める事項。
- 2 総会は、役員会の承認により、必要に応じ臨時で開催することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を審議する。

- (1) 地域力向上活動の強化、促進に関する事項。
- (2) 地域力向上活動に対する、予算、費用に関する事項。
- (3) グループの新設、改廃に関する事項。
- (4) 地域交流センターの運営に関する事項。
- (5) その他、委員長が必要と認める事項。

(経費)

第12条 委員会が必要とする経費は、補助金及び助成金、指定管理委託料、その他寄付金をもってこれに充てる。

- 2 品野台地域交流センター指定管理委託に係る経費については、別に会計を設け管理する。

(予算及び決算)

第13条 委員会の収支予算は、役員会において編成し、総会において議決を得なければならない。

2 委員会の収支決算は、会計が作成し、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(補則)

第15条 この会則に定めるものの他、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定めるものとする

附 則

この会則は、平成22年10月26日より施行する。

附 則

この会則は、平成23年7月12日より施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月25日より施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月27日より施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月25日より施行する。